

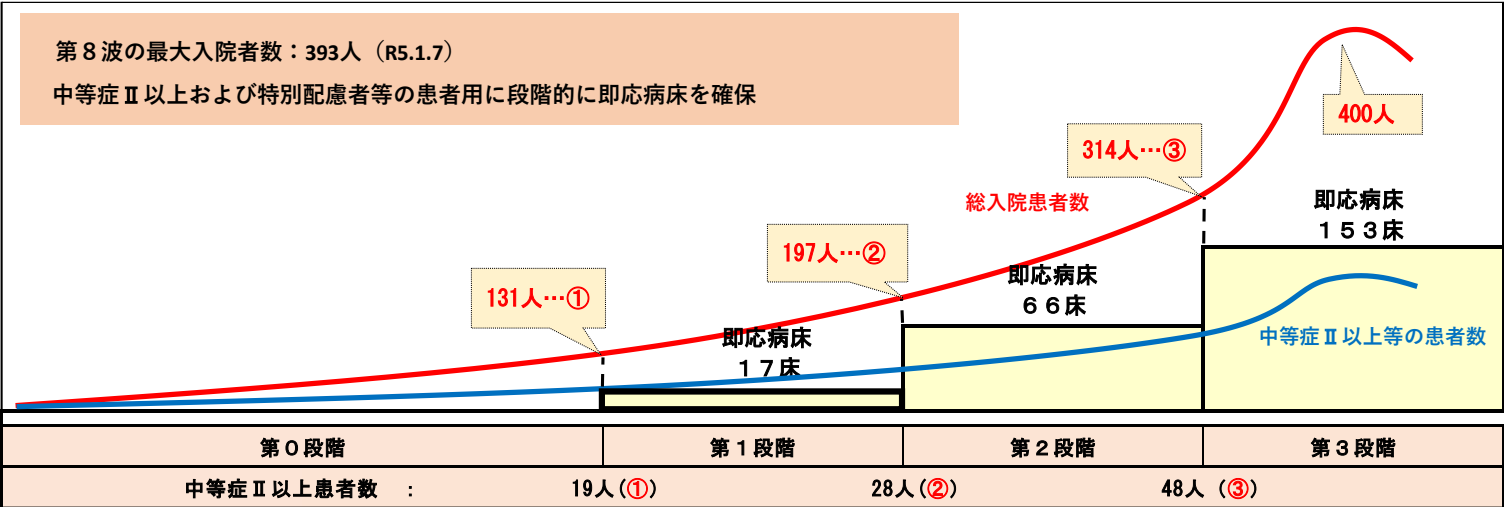
個人防護具補助対象期間の例

- ※個人防護具は基準日（毎週水曜日）に県内の総入院患者数が132人以上となった
向こう 1 週間が補助対象期間となります。
- ※毎週水曜 0 時（火曜24時）時点の県内の総入院患者数を基に補助対象期間を判断します。
- ※水曜から翌週の火曜までの間で132人以上（未満）となる様な県内の総入院患者数の☒
変動があったとしても、その間は同じ段階が維持されることとなります。

12月

	日	月	火	水	木	金	土
段階				第 0 段階			
各曜日の 0 時時点の県内の 総入院患者数（人）	130	125	130	120	125	120	130
段階				第 1 段階		補助対象期間	
各曜日の 0 時時点の県内の 総入院患者数（人）	135	130	140	135	140	130	120
段階		補助対象期間		第 0 段階			
各曜日の 0 時時点の県内の 総入院患者数（人）	125	130	125	120	130	135	140
段階				第 1 段階		補助対象期間	
各曜日の 0 時時点の県内の 総入院患者数（人）	145	140	135	140	130	135	130
段階		補助対象期間		第 0 段階			
各曜日の 0 時時点の県内の 総入院患者数（人）	135	130	120	125	120	135	130
段階							
各曜日の 0 時時点の県内の 総入院患者数（人）	120						

（参考）新型コロナウイルス感染症拡大時における島根県病床確保計画
（中等症Ⅱ以上等の患者用病床の確保）



※特別配慮者等…妊産婦、小児、障がい児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等及び医師の判断で特に高いリスクが認められる患者